

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会
令和7年11月5日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を必要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500053 号
厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500026 号

第1 結論

1 請求者のA社（平成23年11月以降はA'社）における平成23年9月30日、平成24年8月31日、平成25年9月5日、平成26年8月11日及び平成29年9月5日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の1のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成23年9月30日、平成24年8月31日及び平成25年9月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

また、事業主は、請求者に係る平成26年8月11日及び平成29年9月5日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成21年9月30日、平成22年8月20日、平成23年9月30日及び平成24年8月31日の標準賞与額を訂正することが必要である。当該期間の標準賞与額については、別表の2のとおりとする。

上記訂正後の標準賞与額（上記第1の1の厚生年金特例法による訂正後の標準賞与額を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和47年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成21年9月
② 平成22年8月20日
③ 平成23年夏季
④ 平成24年8月
⑤ 平成25年9月5日
⑥ 平成26年8月11日
⑦ 平成29年9月5日

A社から支給された請求期間①から⑦までの賞与のうち、請求期間①から⑤までは賞与の記録がなく、請求期間⑥及び⑦は保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているので、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間③から⑦までについて、A社から提出された賃金台帳、請求者から提出された給与及び賞与に係る明細書並びに源泉徴収票のほか、給与等の振込先口座に係る取引明細一覧表（以下「明

細書等」という。)から判断すると、請求者は、同社から賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の当該事業所における請求期間③から⑦までの標準賞与額については、明細書等により確認できる請求者の賞与額及び厚生年金保険料控除額に見合う標準賞与額から、別表の1のとおりとすることが必要である。

また、請求期間③及び④の賞与支払年月日については、明細書等には記載がなく、請求者は現金支給であった旨陳述している上、ほかに確認できる資料はないことから、便宜上、請求期間③は平成23年9月30日、請求期間④は平成24年8月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間③から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を年金事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、行ったとは認められない。

一方、事業主が請求者の請求期間⑥及び⑦に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、請求者の当該期間に係る厚生年金被保険者賞与支払届を厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の令和6年7月3日に年金事務所に対し提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求期間③及び④について、明細書等から判断すると、請求者は、当該事業所から上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を上回る賞与の支払を受けていたことが認められる。

また、請求期間①及び②について、明細書等によると、請求者は、当該事業所から賞与の支払を受けていたものの、当該賞与から厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

以上のことから、請求者の請求期間①から④までに係る標準賞与額については、厚生年金特例法による訂正は認められないものの(請求期間③及び④については、上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。)、明細書等により確認できる請求者の賞与額から、別表の2のとおりとすることが必要である。

また、請求期間①の賞与支払年月日については、明細書等には記載がなく、請求者は現金支給であった旨陳述している上、ほかに確認できる資料はないことから、便宜上、平成21年9月30日とすることが妥当である。

なお、請求期間①から④までの訂正後の標準賞与額(上記第3の1の厚生年金特例法により訂正される標準賞与額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500053 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500026 号

訂正期間	訂正前の標準賞与額 (厚生年金保険法第 75 条本文該当記録)	厚生年金特例法 による訂正後の 標準賞与額	厚生年金保険法第 75 条 本文による訂正後の 標準賞与額
平成 21 年 9 月 30 日		—	4 万 6,000 円
平成 22 年 8 月 20 日		—	4 万 7,000 円
平成 23 年 9 月 30 日		4 万 5,000 円	4 万 8,000 円
平成 24 年 8 月 31 日		4 万 6,000 円	4 万 9,000 円
平成 25 年 9 月 5 日		5 万 1,000 円	—
平成 26 年 8 月 11 日	7 万 2,000 円	7 万 2,000 円	—
平成 29 年 9 月 5 日	9 万 4,000 円	9 万 4,000 円	—

厚生局受付番号 : 北海道（受）第 2500066 号

厚生局事案番号 : 北海道（厚）第 2500027 号

第1 結論

請求者のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成7年10月31日から同年11月1日に訂正し、平成7年10月の標準報酬月額を18万円とすることが必要である。

平成7年10月31日から同年11月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成7年10月31日から同年11月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和47年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成7年10月31日から同年11月1日まで

平成5年3月22日にA社に入社し、現在まで継続して勤務しているが、年金記録によると、請求期間の被保険者記録がない。請求期間は、平成7年11月1日にA社B支店から同社本社へ異動した時期であるが、同社を退職したことはないので、請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された辞令の写し、同社の回答及び雇用保険の被保険者記録並びに請求者と同日にA社B支店から同社本社に異動した同僚の給与明細書の写しから判断すると、請求者は、請求期間においてA社に継続して勤務し（平成7年11月1日にA社B支店から同社本社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、請求者のA社B支店における平成7年9月の厚生年金保険の記録から、18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成7年10月31日から同年11月1日までの期間について、請求者に係る厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答している一方、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失日を誤って社会保険事務所（当時）に届出したことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成7年10月31日から同年11月1日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。